

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
吉岡町	明治地区②(北下・南下・陣場)	令和3年3月24日	令和4年2月28日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	190.75ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	101.67ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	44.19ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.39ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.95ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2.8 ha

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計のうち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計が、1.85ha多いが、中心経営体の高齢化が進んでいるため、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

北下集落は、山間部にある、開墾地された大規模な畑と、高崎渋川バイパスと旧高崎渋川線の間にある田と小規模な畑に分けられる。また、高崎渋川バイパスが開通され、宅地開発がますます進む傾向にある。畜産を営む、認定農業法人と認定農業者がいて、そのうち1法人が、稲発酵粗飼料(WCS)の生産に取り組んでいるが高齢化のため長期的に同じ対応ができるか不安がある。若年層や農業法人などの認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

南下集落は、斜度のある田と畑が広がっている。また、高崎渋川バイパスが開通され、駒寄インターが大型化される関係で、宅地開発がかなり進む可能性がある。若年層や農業法人などの認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

陣場集落は、もともと住宅地や工場と病院があり、農地があまり多くはない。また、新規道路が開設される予定で、宅地開発がかなり進む可能性がある。若年層や農業法人などの認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	B	肉牛+繁殖経営	1.7 ha	飼料作物	1.7 ha	上野田集落
認農	C	肉牛専作	1.9 ha	飼料作物	2.2 ha	北下集落
認農法	D	肉牛専作	4.1 ha	飼料作物	4.3 ha	北下集落・南下集落
認農法	特定非営利活動法人 山形	水稲・妻作・露地野菜・地	1.3 ha	露地野菜	1.6 ha	北下集落・南下集落・障子集落
認農	I	養豚専作	1.9 ha	養豚専作	2.9 ha	小倉集落
認農	F	酪農・肉牛+水稲	0.1 ha	水稲	0.1 ha	上野田集落
認農法	(株)農業支援センター	水稲+露地野菜	0.4 ha	水稲	1.4 ha	北下集落・南下集落
計	7人		11.4 ha		14.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>〈農地の貸付け等の意向〉 貸付け等の意向が確認された農地は、46筆、52,742㎡となっている。農地・農家情報について、GISシステムを導入し、見える化していく。</p>
<p>〈農地中間管理機構の活用方針〉 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。町内にとらわれず、優良な耕作者の情報を集め、又貸しや間耕作を少なくできるよう検討する。</p>
<p>〈基盤整備への取組方針〉 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、補助事業を活用する。耕作者のいない小さな圃場は、市民農園の貸出等ができるように検討する。</p>
<p>〈鳥獣被害防止対策の取組方針〉 吉岡町鳥獣被害の減少に努めるとともに、鳥獣被害を受けている町内の農業者に対して、吉岡町有害鳥獣被害対策協議会で購入した箱罾を貸出すことで、被害の減少を図る。</p>
<p>〈災害対策への取組方針〉 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、圃場・水路の巡回や気象情報の確認などに取り組む。</p>